

令和4年度工事

部長

課長

担当課長補佐

主任

設計

福米西小学校プール改築建築主体工事

工事場所 : 米子市西福原八丁目16番62号

工期 : 契約日～ 令和5年3月20日

金 : _____ 円

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		監理事務所補正あり
現場管理費	1	式		産廃処分税計上
一般管理費等	1	式		契約保証費計上
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

[illegible]

[illegible]

プール棟（一般工事）						
名	称	数	量	単位	金 額	備 考
直接仮設		1		式		
土工		1		式		
地業		1		式		
鉄筋		1		式		
コンクリート		1		式		
型枠		1		式		
防水		1		式		
木工		1		式		
屋根及びとい		1		式		
金属		1		式		
左官		1		式		
建具		1		式		
塗装		1		式		
内外装		1		式		
家具		1		式		
仕上およびユニット		1		式		
計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

プール棟（一般工事）					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接仮設		1	式		
計					
土工		1	式		
計					
地業	地業	1	式		
地業	既鋼管杭	1	式		
計					
鉄筋	躯体	1	式		
計					
コンクリート		1	式		
計					
型枠		1	式		
計					
防水		1	式		
計					
木工	部位別	1	式		
計					
屋根及びとい		1	式		
計					
金属		1	式		

プール棟（一般工事）					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計					
左官		1	式		
計					
建具	アルミニウム製建具 ビル用	1	式		
建具	アルミニウム製建具 住宅用	1	式		
建具	門扉建具	1	式		
建具	鋼製建具	1	式		
建具	トイレブース	1	式		
建具	ガラス	1	式		
計					
塗装		1	式		
計					
内外装	外装	1	式		
内外装	内装	1	式		
計					
家具	内部	1	式		
計					
仕上およびユニット		1	式		
計					

[illegible]

渡り廊下棟・スロープ・通路（一般工事）					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接仮設		1	式		
計					
土工		1	式		
計					
地業	地業	1	式		
計					
鉄筋	基礎	1	式		
計					
コンクリート	基礎	1	式		
計					
型枠	基礎	1	式		
計					
屋根及びとい	外部	1	式		
計					
金属	外部	1	式		
計					
左官	外部	1	式		
計					
塗装	外部	1	式		
計					

[illegible]

外構					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
土工・地業		1	式		
計					
コンクリート	外部仕上	1	式		
計					
屋外排水		1	式		
計					
ユニット及びその他	外部	1	式		
計					
移設工事		1	式		
計					

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

プール棟（一般工事）		鉄筋		躯体		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
異形鉄筋	SD295 D10	0.96	t			
異形鉄筋	SD295 D13	49.3	t			
異形鉄筋	SD295 D16	4.59	t			
異形鉄筋	SD345 D19	1.67	t			
異形鉄筋	SD345 D22	2.07	t			
異形鉄筋	SD345 D25	3.89	t			
異形鉄筋	SD345 D29	7.47	t			
異形鉄筋	SD345 D32	14.2	t			
鉄筋運搬費	10 t 車 30km程度	84.2	t			
鉄筋加工組立	RCラーメン構造 階高3.5～4.0m程度 形状単純	81	t			
スクラップ	H2	3.2	t			
鉄筋がゝス圧接	D25 -D25	102	か所			
鉄筋がゝス圧接	D29 -D29	177	か所			
鉄筋がゝス圧接	D32 -D32	288	か所			
計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

プール棟（一般工事）		金属				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
プール用 樹脂グレートレチンク	W150用 受枠共	121	m			
ステンレス製グレートレチンク ますふた	枠付 30mmφ 平型 T-2 ます幅300	12	か所			
出入り口前 樹脂スリットグレートレチンク	横引き塩ビ管付 W94×L1985	2	組			
階段滑り止め	ステンレス製 エント無し 幅35	8.1	m			
ベントキャップ	アルミ製 150φ	4	個			
床見切金物	ステンレス製 3×12	4.2	m			
床下換気口	アルミカマリ W600×H300 防虫網付	11	か所			
天井点検口	一般タイプ アルミ製 内外枠共額縁 450角	6	か所			
壁面丸環	座板付 SUS50φ	6	か所			
室名札	平付型 SUS304 200*200 UV印刷	3	か所			
室名札	平付型 SUS304 250*80 UV印刷	4	か所			
計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

プール棟（一般工事）		内外装		内装		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
（ 床 ）						
防滑塩ビシート	t 2.5 抗菌仕様	56.4	m ²			
汚垂石	t 6.0 抗菌仕様 D600*W1770	1	か所			
（ 壁 ）						
壁 シーシソク せっこうボード 張り (GB-S)	厚12.5 不燃 銅製、木、ボード下地 突付け - -	284	m ²			
壁 シーシソク せっこうボード 張り (GB-S)	厚12.5 不燃 RC、CB直張り 突付け - -	17.8	m ²			
耐水合板張り	耐水合板 t 12	5.6	m ²			
ラワン合板張り	ラワン合板 t 5.5 (1類)	36	m ²			
化粧ケイ酸カルシウム板	アクリル樹脂塗装 t 6.0	190	m ²			
ポストフォーム	W150*L1800 t 20	3	か所			
SUS巾木	SUS-HL H=100	78.5	m			
ガラスウール詰め	t 100 24kg/m ³	163	m ²			
（ 天井 ）						
天井 化粧 せっこうボード 張り (GB-D)	厚 9.5 準不燃 トラハーチン 突付け	107	m ²			
天井廻縁	塩化ビニル製	59.4	m			
ガラスウール敷込み	t 100 24kg/m ³	107	m ²			
（ 天井 ）						
計						

[illegible]

プール棟（一般工事）		仕上およびユニット				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
（ フェンス ）						
目隠しフェンス	H=1200 アルミルーバータイプ 通風フェンス 組立設置費共	1	式			別紙 00-0016
目隠しフェンス	H=1200 アルミルーバータイプ 通風フェンス 組立設置費共	1	式			別紙 00-0017
スチールメッシュフェンス	H=1200 組立設置費共	1	式			別紙 00-0018
アルミ日除け屋根	組立設置費共	1	式			別紙 00-0019
ステンレス丸格子フェンス	H1200 柱@2000 組立設置費共	3.3	m			
（ プール ）						
プールユニット	25000×15000 FRP製ユニット 附属品一式 共	1	式			別紙 00-0020
シャワーユニット	2950×2050 FRP製ユニット 2台 附属品一式 共	1	式			別紙 00-0021
洗眼ユニット （手洗付）	1800×600 FRP製ユニット 2台 附属品一式 共	1	式			別紙 00-0022
レーンロープ 収納ボックス (13.4m)	13400×565×H450 FRP製ユニット 附属品一式 共	1	式			別紙 00-0023
計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

外構		屋外排水				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
U形側溝	300B - 再生クラッシュアレン	101	m			
勾配モルタル	側溝内金ゴテ押え	101	m			
U形側溝	450 - 再生クラッシュアレン	24	m			
U形側溝RC蓋	1種 W=300	5	m			
鋼製グレーチング 溝ふた	U字溝用 普通目 平型 歩行用 ホット固定無 300用	22	m			
ステンレス製グレーチング ますふた	枠付 30mmφ 平型 T-2 ます幅360	1	か所			
ステンレス製グレーチング ますふた	枠付 30mmφ 平型 T-2 ます幅400	3	か所			
ため桝 (既製角桝)	350×350 × 400H RCフタ	5	個			
ため桝 (既製角桝)	500×500 × 500H RCフタ	1	個			
ため桝 (既製角桝)	600×600 × 600H RCフタ	1	個			
計						

[illegible]

[illegible]

その他工事		とりこわし工事		とりこわし工事		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
鉄棒等基礎コンクリート撤去	無筋 人力 集積共	1.9	m3			
U型側溝撤去		66	m			
既存フェンス撤去	H=1.2m (20m/日)	102	m			
同上発生材積込み	スチールフェンス 人力	1.22	m3			
とりこわし発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホり0.8m3 フェンス DID区間無し 4.0km以下	1.22	m3			
電柱撤去 (機械)	コンクリート柱 9m 撤去	1	本			
同上発生材積込み	機 械	3.7	m3			
とりこわし発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホり0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間無し 4.0km以下	3.7	m3			
伐採抜根	幹周15～25cm未満 人力	4	本			
同上発生材積込み	機 械	1.26	m3			
同上とりこわし発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホり0.8m3 木材類 DID区間無し 9.5km以下	1.26	m3			
(正門前歩道境界ブロック撤去復旧)						
歩車道境界ブロック撤去	バリケード等 正門側進入口	2.5	m			
とりこわし発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホり0.8m3 コンクリート類 DID区間無し 4.0km以下	0.8	m3			
仮舗装費	正門側進入口 W1005 表層：密粒度アスコン t30～50 下層：R c c - 4 0	1	式			
エプロン付歩車道境界ブロック	正門側進入口	2.5	m			
設置費	正門側進入口	1	式			
舗装復旧	正門側進入口	1	式			
計						

[illegible]

プール棟（一般工事）		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
遣方		1	式			別紙 00-0001
遣方	一 般	989	m ²			
計						
墨出し		1	式			別紙 00-0002
墨出し	一 般 地上階	989	m ²			
計						
養生		1	式			別紙 00-0003
養生	一 般 地上階	989	m ²			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0004
整理清掃 後片付け	一 般 地上階	989	m ²			
計						
枠組本足場 手すり先行方式	運搬費共	1	式			別紙 00-0005
枠組本足場（手すり 先行方式）		492	m ²			
仮設材運搬 （枠組本足場） （手すり先行方式）	建枠幅900（二枚布）	492	m ²			
計						

プール棟（一般工事）		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
安全手すり 手すり先行足場	運搬費共	1	式			別紙 00-0006
安全手すり （手すり先行足場）		111	m			
仮設材運搬 （安全てすり）	枠組本足場用（手すり先行方式）	111	m			
計						
ネット養生シート張り		1	式			別紙 00-0007
ネット養生シート張り		492	m ²			
計						
内部仕上足場		1	式			別紙 00-0008
内部仕上足場	修理費含む 脚立足場 階高4.0m以下	172	m ²			
計						

プール棟（一般工事）		地業		既鋼管杭		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
材料費	翼付き鋼管杭 STK490 48組	1	式			別紙 00-0009
翼付き鋼管杭	STK490 φ216.3* t 8.2 L=23.0m	11	組			
翼付き鋼管杭	STK490 φ267.4* t 8.0 L=23.0m	18	組			
翼付き鋼管杭	STK490 φ318.5* t 10.3 L=23.0m	19	組			
裏当金具		1	式			
杭頭金物		1	式			
材料運搬費	ユニック車（大型）	11	台			
計						
施工費		1	式			別紙 00-0010
機械運搬組立解体費	翼付き鋼管杭 STK490 48組	1	式			
杭施工費		13	日			
溶接費		13	日			
消耗品費		13	日			
非破壊検査	超音波探傷試験、浸透深傷試験	1	式			
杭施工管理費	自主PT含む（全数）	1	式			
法定福利費		1	式			
計						

プール棟（一般工事） 仕上およびユニット						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
目隠しフェンス	H=1200 アルミルーバータイプ 通風フェンス 組立設置費共	1	式			別紙 00-0016
フェンス本体	アルミルーバータイプ 通風フェンス H600+H600	32	枚			
フェンス柱	多段自由支柱 H1200	34	本			
その他部品	カバー、キャップほか	1	式			
組立施工費		1	式			
計						
目隠しフェンス	H=1200 アルミルーバータイプ 通風フェンス 組立設置費共	1	式			別紙 00-0017
フェンス本体	アルミルーバータイプ 通風フェンス H600+H600	17	枚			
フェンス柱	多段自由支柱 H1200	18	本			
その他部品	カバー、キャップほか	1	式			
組立施工費		1	式			
計						
スチールメッシュフェンス	H=1200 組立設置費共	1	式			別紙 00-0018
メッシュフェンス本体	メッシュフェンスH1200	1	枚			
フェンス柱	H1200	2	本			
その他部品	カバー、キャップほか	1	式			
組立施工費		1	式			
計						

[illegible]

プール棟（一般工事） 仕上およびユニット						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
プールユニット	25000×15000 FRP製ユニット 附属品一式 共	1	式			別紙 00-0020
25mプール本体	FRP製 25m×15m 7レーン 水深1.1m～1.3m～1.1m	1	式			
施工費		1	式			
スタート台	FRP製 着脱式 H200mm	14	個			
附属品 レーンロープ	25m 60φ 普及タイプ	8	本			
附属品 レーンロープ フック	SUS304	16	個			
附属品 ラダーハントール	SUS304	4	セット			
附属品 クレーンク	ASA樹脂	80	m			
附属品 給水口ボックス	FRP 50A塩ビフランジ	1	個			
附属品 排水兼循環金具	JIS10K 125A	2	個			
附属品 排水兼循環金具	JIS10K 100A	2	個			
附属品 循環吐出金具	50A 流量調整式 SCS14	14	個			
附属品 オーバーフロー金具	80A	4	個			
附属品 消防用採水金具	10K 100A	1	個			
附属品 距離ライン	ウレタン塗装 ラインレット	3	本			
附属品 レーンライン	ウレタン塗装 ラインプルー クロスマーク共	7	本			
附属品 プール周囲緩衝材	ノルシール	82	m			
運搬費		1	式			
計						

プール棟（一般工事） 仕上およびユニット						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
シャワーユニット	2950×2050 FRP製ユニット 2台 附属品一式 共	1	式			別紙 00-0021
シャワーユニット本体	FRP スリムタイプ 手動パドル式	2	台			
サイトカバー	FRP 片側	2	台			
施工費	試運転調整共	1	式			
運搬費		1	式			
計						
洗眼ユニット （手洗付）	1800×600 FRP製ユニット 2台 附属品一式 共	1	式			別紙 00-0022
洗眼ユニット本体	FRP 低学年用	2	台			
施工費		1	式			
運搬費		1	式			
計						
レーンロープ 収納ボックス （13.4m）	13400×565×H450 FRP製ユニット 附属品一式 共	1	式			別紙 00-0023
レーンロープ 収納ボックス 本体	13400×565×H450 FRP製ユニット	1	台			
施工費		1	式			
運搬費		1	式			
計						

プール棟（木造工事）		木工		部材別		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
大工手間		1	式			別紙 00-0035
木造軸組 土台・柱	大工手間	118	m ²			
小屋組 梁・母屋	大工手間	213	m ²			
小屋組 垂木	大工手間	261	m ²			
小屋組 野地板	大工手間	261	m ²			
計						
構造材	鳥取県産材 LVL	1	式			別紙 00-0036
土台	桧LVL 135*135	1.9	m ³			
梁・桁	杉LVL 120幅	4.87	m ³			
サッシ受	杉LVL 135幅	0.45	m ³			
母屋	杉LVL 105*105	1.61	m ³			
柱	杉LVL 135*135 (4m)	0.37	m ³			
柱	杉LVL 135*135 (3m以下)	2.96	m ³			
小屋束	杉LVL 105*105	0.66	m ³			
火打梁	杉LVL 105*105	0.57	m ³			
計						

プール棟（木造工事）		木工		部材別		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
構造材	鳥取県産材 集成材	1	式			別紙 00-0037
トラス陸梁	杉EW E65-F225 7500*120*270	5	本			
トラス合掌	杉EW E65-F225 4000*120*270	10	本			
トラス方杖	杉EW E65-F225 4000*120*120	5	本			
トラス束	杉EW E65-F225 3000*120*120	5	本			
トラス束	杉EW E65-F225 1500*120*120	5	本			
トラス棟木	杉EW E65-F225 3000*120*270	2	本			
トラス母屋	杉EW E65-F225 3000*120*120	24	本			
トラス母屋	杉EW E65-F225 5000*120*120	4	本			
化粧柱	杉EW E65-F225 3600*150*150	3	本			
化粧梁	杉EW E65-F225 3000*120*270	3	本			
化粧梁	杉EW E65-F225 3000*120*240	2	本			
化粧梁	杉EW E65-F225 3000*120*210	4	本			
計						

プール棟（木造工事）		木工		部材別		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
構造材	鳥取県産材 KD材	1	式			別紙 00-0038
垂木	杉KD 特等 45*75	2.47	m3			
筋違・間柱・窓台	杉KD 特等 筋違：105*105 間柱：45*135 窓台：45*135	4.13	m3			
破風鼻隠し	杉 一等 30*240	0.42	m3			
広小舞・小屋筋違	杉 一等	0.13	m3			
トラスつなぎ梁	杉KD 3000*120*60	0.52	m3			
トラス母屋転止	杉KD 1500*120*105	0.45	m3			
計						
構造材	鳥取県産材 板材	1	式			別紙 00-0039
J パネル	杉 t 36 1820*910*36	90	枚			
構造用合板	1820*910*12	128	枚			
計						

渡り廊下棟・スロープ・通路（一般工事） 直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
遣方		1	式			別紙 00-0024
遣方	一 般	170	m ²			
計						
墨出し		1	式			別紙 00-0025
墨出し	一 般 外部廊下	170	m ²			
計						
養生		1	式			別紙 00-0026
養生	一 般 外部廊下	170	m ²			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0027
整理清掃 後片付け	一 般 外部廊下	170	m ²			
計						
枠組本足場 手すり先行方式	運搬費共	1	式			別紙 00-0028
枠組本足場（手すり 先行方式）		207	m ²			
仮設材運搬 （枠組本足場） （手すり先行方式）	建枠幅900（二枚布）	207	m ²			
計						

[illegible]

渡り廊下・スロープ・通路（木造工事）		木工		部材別		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
大工手間		1	式			別紙 00-0040
小屋組 柱・梁・母屋	大工手間	67.5	m ²			
小屋組 垂木	大工手間	118	m ²			
小屋組 野地板	大工手間	118	m ²			
計						
構造材	鳥取県産材 集成材	1	式			別紙 00-0041
梁・桁	杉EW E65-F225 3000*120*240	18	本			
登り梁	杉EW E65-F225 3000*120*210	10	本			
棟木	杉EW E65-F225 3000*120*180	9	本			
方杖	杉EW E65-F225 3000*105*105	17	本			
化粧柱	杉EW E65-F225 3000*150*150	20	本			
計						
構造材	鳥取県産材 KD材	1	式			別紙 00-0042
垂木	杉KD 特等 45*90	1.82	m ³			
広小舞・小屋筋違	杉 一等	0.26	m ³			
計						

[illegible]

米 子 市

[illegible]

[illegible]

1 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」及び「鳥取県建設工事における下請契約等適性化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図に変更があったときは、変更が生じた日から 20 日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、市内及び県内業者（以下「市内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は市内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工又は対応できる市内業者等がない工事等を請け負わせ又は業務を委託する場合、あるいは市内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 共同企業体が工事を請け負う場合、構成員による下請けは行わないこと。

2 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、鳥取県が定める「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 市内産の資材がある場合は、市内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、市内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「市内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。市内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について市内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (5) 工事に使用する資材については、極力有害性 V O C（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

3 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。
- (2) 労働安全衛生法第 59 条、第 60 条の 2 に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。

- (3) この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書（米子市建築工事等事故関係事務処理マニュアルに定める様式）を提出すると共に、建設工事事務データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

4 建設機械の使用について

- (1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
(2) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。

5 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に鑑み、同法第 1 2 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

6 ダンプトラック等、による運搬について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
(2) さし柵装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
(3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
(5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当って、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
(6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
(7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。
(8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等を使用しないこと。

8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加済済みで、建退共に加済することができないと認められる場合は、この限りでない。
(2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入並びに証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- (4) 請負業者は、建退共の発注者用の掛金収納書を原則として契約締結後 1 ヶ月以内に提出しなければならない。

9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第 26 条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1 級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第 40 条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週 40 時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月鳥取県条例第 3 号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
- (2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3 か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と

所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者の有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に参加するよう指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するように努めること。

15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

16 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に当初の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

17 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) 本来一体とすべき同一敷地内又は同一敷地内（隣接した敷地を含む）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下、「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みの全ての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算出した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。なお、後工事が複数ある場合は、その合算工事費を対象とする。
- (3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (5) 特定フロンの使用の削減に努めること。
- (6) 労務費については、法定労働時間週 40 時間を考慮したものとしている。
- (7) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (8) 契約書第 25 条第 5 項及び第 6 項の対応については、鳥取県県土整備部「建設工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用」国土交通省「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」に基づき請求を行うこと。

特 記 事 項 [施工条件明示事項]

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。

明示項目	明 示 事 項	条 件
工 程	1. 他工事との調整 2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 3. 関係機関等との協議 4. 工事の指定部分 5. 地下埋設物等の調査 地下埋設物の移設が予定されている場合。 6. 週休 2 日促進モデル工事	工事名 <u>福米西小学校屋内運動場ほか解体工事</u> <u>福米西小学校屋内運動場改築建築主体工事 (R4. 8～予定)</u> <u>福米西小学校屋内運動場ほか改築電気設備工事 (R4. 7～予定)</u> <u>福米西小学校屋内運動場ほか改築機械設備工事 (R4. 7～予定)</u> 上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。 制限される工事 ☐ 全般 制限の内容 <u>施設運営に支障がないよう協力すること。</u> 本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。 _____ については、 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までに完成させること。 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・☐水道・☐下水道・☐電気通信・☐ガス・その他 _____〕について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ・ _____ 移設期間 _____ 本工事は、「営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領」（令和3年4月1日施行）の対象工事であり、発注方式は下記とする。 ・発注者指定方式 ・受注者希望方式
	1. 工事用車輛の駐車場	・駐車場がないため確保する必要がある。 ・敷地内に一部確保できる。 ☐原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。
公害対策	1. 施工方法、機械施設、作業時間等の制限 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合。	内 容 <u>関係法令を遵守すること。</u> ☐近隣家屋等の ☐事前事後の状況の写真を付して記録し ・ 事後（外壁、門扉）の調査を行い、万全を期して施工すること。 ☐工事概要について住民説明を行うこと。 ☐近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、市が行う対応等に協力すること。
安全対策	1. 交通安全施設等の指定	☐一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ☐交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員 A _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 ____ 日 工事全体合計 _____人・日 交通誘導員 B _____100人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 ____ 日 工事全体合計 _____100人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員 A、交通誘導員 B の定義は以下のとおりとする。 交通誘導員 A とは、警備業法第 2 条第 4 号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員 B とは、警備業法第 2 条第 3 項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第 14 条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員 B を配置していることとみなす。

明示項目	明 示 事 項	条 件
⑤ 工事用道路	①. 一般道路を搬入路として使用する場合。 ・(ア) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合。 ・(イ) 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合。 2. 仮道路を設置する場合	・運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。 ・制限の内容 工事用資機材、撤去材等運搬による大型車両の出入は、登下校時間を極力避けること。 ・処置の内容 グラウンド車両通行範囲の復旧を行うこと ・幅員 _____m ・延長 _____m ・切込碎石 厚 _____cm ・その他 _____ ・工事終了後の処置 _____
⑥ 仮設備	①. 仮囲い等の範囲、構造	・工事範囲をバリケード等により明確にすること。 ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・山留めは _____ 工法とし、その施工条件は図示による。 ・各工事共通の揚重機械として _____ を設置しその施工条件は図示による。 ・敷地周辺の _____ 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
⑦ 建設副産物の処理	1. 建設発生土の処理 ・(ア) 他工事等流用 ・(イ) 建設技術センター ・(ウ) 民間残土受入地 ②. 分別解体等 ③. 再資源化施設への搬出 (施設の名称・受入れ費用) (受入れ時間帯) (受入れ条件) ④. 最終処理等 ⑤. 産業廃棄物処理 ⑥. 産業廃棄物の処理に係る税	建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。 なお、処理費として1 m³当り _____ 円をセンターに支払うこと。 建設発生土は _____ 米子 _____ 市・町・村 _____ 尾高 _____ 地内の _____ 小倉興産尾高残土処分場 _____ に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。なお、処理費として1 m³当り _____ 円を _____ (有)小倉興産 _____ に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300KN/m²以上） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにmanifestoを発行するものとする。 なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。 コンクリート塊 _____ 米子 _____ 市・町・村 _____ 夜見町 _____ 地内の _____ (有)大成商事 _____ (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円 アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円 建設発生木材 _____ 米子 _____ 市・町・村 _____ 淀江町 _____ 地内の _____ (株)丸福 _____ (運搬距離 _____ km)、費用1 m³当たり _____ 円 その他(_____) _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円 8時～17時（平日） ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ 30cm未満、長さ _____ m 以下であること。 エ 2次公害発生のおそれのある物質（廃油等）を含まないこと。 _____ 樹木くず _____ については、_____ 米子 _____ 市・町・村 _____ 淀江 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離 _____ km）を想定し、その費用として1 m³当り _____ 円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにmanifestoを発行するものとする。 建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 700 _____ 円見込んでいる。

明示項目	明 示 事 項	条 件
建設副産物の使用	⑧ 1. 建設発生土の使用 ② 再生資源の使用	_____ 工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、<u>使用箇所</u>：_____ に使用する。 ア Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、<u>使用箇所</u>：_____ に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、<u>使用箇所</u>：_____ に使用する。 ☒ ⑦ ・再生クラッシャーラン〔規格：Rcc-40 〕は、<u>使用箇所</u>：基礎下・土間下 等に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：RS- _____ 〕は、<u>使用箇所</u>：_____ に使用する。 エ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____ 〕は、<u>使用箇所</u>：_____ に使用する。 オ その他再生資材〔資材名： _____ 〕〔規格： _____ 〕は、<u>使用箇所</u>：_____ に使用する。
	9 支障物件	1. 地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合。
10 濁処水利	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	工法 処理の方法 放流先
その他	⑪ ①. 工事実績情報の登録 2. 支給材料及び貸与品がある場合 3. 工事用電力等を指定する場合	工事請負代金額500万円以上の工事について、受注時は工事契約後10日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター 発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。 品 名 _____ 数 量 _____ 品質、規格又は性能 _____ 引渡場所 _____ 引渡時期 _____ 内 容 _____
	④ 景観への配慮 ⑤ その 他	ア 本工事は、景観法に基づく通知対象行為である。 イ 通知対象行為の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。 ・ 工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 ☒ 近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。 ☒ 契約図書の作成は、落札者において行うこと。 ☒ アルミニウム製建具の製造所は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価名簿に記載されている製造所とすること。 ☒ 当該営繕工事の予定価格は、材料及び労務単価を見直した令和4年度営繕工事設計標準単価（令和4年4月改訂版）により算出しております。 ・ 試運転に伴う本受電後の電力基本料金及び電気工作物保安管理費は、落札者において負担すること。 ☒ 本工事に於いて適用する標準仕様書などの各基準について、改定により最新版が存在する場合は、監督員と協議を行い施工すること。 ☒ 交通誘導員の単価については、警備業法に規定する警備員を配置するものとして、国土交通省による公共工事設計労務単価に警備会社が必要とする諸経費を含む費用を見込んでいます。なお、直接的及び恒常的な雇用関係にある自社の従業員で対応する場合は監督員と協議を行うこと。（単価は公共工事の積算に用いるものであり、下請契約に係る労務単価や雇用関係による労働者への支払い賃金を拘束するものではない。） ・ _____ _____

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書

1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。なお、感染状況の変化等により感染拡大防止対策の変更を指示する場合がある。

2 感染拡大防止に向けた取組

(1) 現場等における感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、感染防止対策に取り組むこと。また、別紙の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、鳥取県の指定する感染流行嚴重警戒地域（Ⅳ）、感染流行警戒地域（Ⅲ）、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の7日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。また、感染注意地域（Ⅱ）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する直前にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。外出自粛中の行動履歴及びPCR検査の結果については、確認することのできる書類を転入前に監督員等に提出すること。この対策に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

(2) 県外製作工場での監督員等の立会に検査（出来形・品質）

県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

(3) 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

書類の提出及び受発注者間の打合せは次のとおりとする。

① 書類の提出について

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 発注者又は受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督員等と協議を行うこと。

② 受発注者間の打合せ

ア 打合せは、事前に電子メールなどにより打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

- ・ ①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・ 最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・ マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・ 打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

4 感染等が確認された場合の対応

新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、別紙1及び別紙2により対応すること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

6 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化

下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の対応について**

**1 工事及び業務（以下「工事等」という。）で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の
対応（以下「当対応」という。）（別紙2参照）**

(1) 対象者

発注者:監督員、調査職員（以下「監督員等」という。）を対象とする。

受注者:現場で直接作業する作業従事者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者、
作業員（下請含む）及び業務で配置される全ての配置技術者）（以下「作業従事者」とい
う。）を対象とする。（社内の事務員、他現場の作業従事者は、接触者、濃厚接触者に該
当する場合であっても当対応の対象外）

(2) 用語の定義

現場等:作業場、事業所等をいう。工事においては工事現場、現場事務所及び休憩所、業務につ
いては執務を行っている事務所をいう。

陽性者:PCR検査により、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者

濃厚接触者:保健所が濃厚接触者に該当すると判断した者

接触者:PCR検査で陽性が判明した当該現場等作業従事者と、陽性が判明した日から遡って一
週間以内に会話した者

感染の疑いがある者:濃厚接触者、接触者及び咳や発熱等、新型コロナウイルス感染症が疑われ
る症状を呈している者

(3) 感染の疑いがある者が確認された場合の対応

ア 感染の疑いがある者が受注者側の作業従事者に確認された場合

別紙2 「[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合」により対応。

イ 感染の疑いがある者が発注者側の監督員等確認された場合

別紙2 「[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合」により対応。

(4) 注意事項

ア 陽性者について

陽性者は、保健所、医療機関等の指導に従う。

陽性者の現場作業への復帰時期についても医療機関等の判断に従う。

イ 濃厚接触者について

濃厚接触者は、保健所の指導に従う。

濃厚接触者の健康観察期間（待機期間）は最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とする。

ただし、道路の除雪業務に従事する者は社会機能維持者として、下記をすべて満たす場合に限り、
受注者判断により濃厚接触者の健康観察期間（待機期間）の短縮を行うことができる。

①当該濃厚接触者が無症状であること

②最終曝露日から5日目にPCR検査若しくは抗原定量検査、又は4日目と5日目に抗原定性検査を
行い、陰性を確認

③待機解除後に業務従事する際は、感染対策を徹底し、10日目までは当該業務以外の不要不急の外出は極力控え、公共交通機関の利用を避けること。

※待機期間短縮に係る詳細については、「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間等について」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/302385.htm>)を参照すること。

ウ 接触者について

接触者に該当するか否かは受発注者がそれぞれ判断する。

パーティションの使用、マスク着用の有無を問わず、現場等において、陽性が判明した日から遡って一週間以内に陽性者と会話した者は接触者となる。

接触者はPCR検査で陰性が確認されるまで自宅待機(在宅勤務)とする。

エ (3)アにおける、「現場等の安全が確保されたか」について

工事等の一時中止を解除するにあたり、保健所の指導に従い、機械設備、現場等の消毒作業を実施する。特に保健所から指導が無い場合、消毒完了をもって安全が確保されたとみなす。

オ (3)イにおける、「工事等の一時中止の要否を検討」について

現場等の作業継続が可能な場合、監督員等の追加・変更(通知)や段階確認の臨場を机上とする(指示)等、現場等が継続できるよう監督員体制等の確保に努める。

2 工事等の書類の提出及び打合せについて

(1)工事等の書類の提出

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類:契約書、現場代理人選任(変更)通知書、主任技術者等(変更)選任通知書、
工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。

受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督員等と協議を行うこと。

(2)受発注者間の打合せ

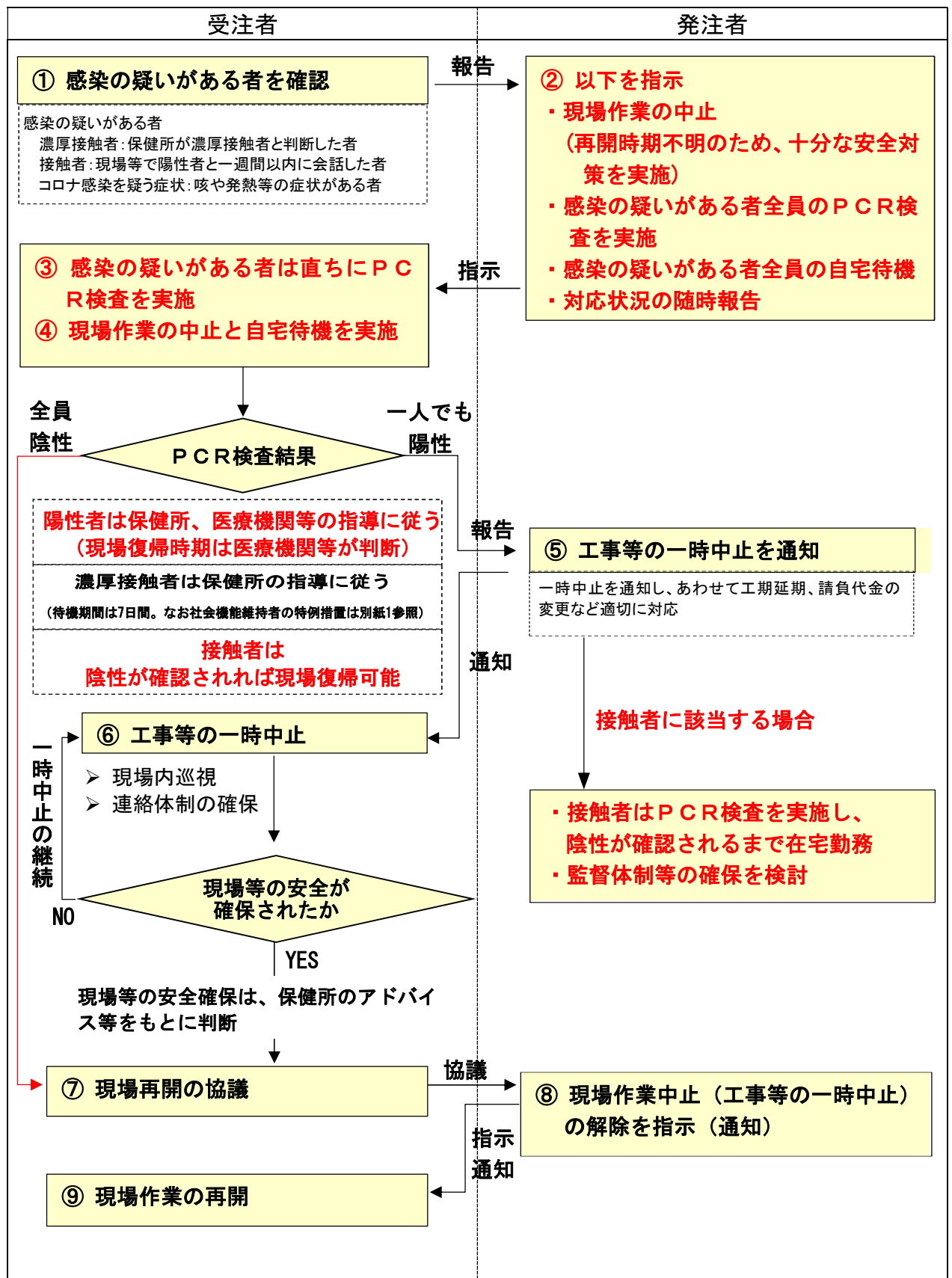
ア 打合せは、事前に電子メール等により打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

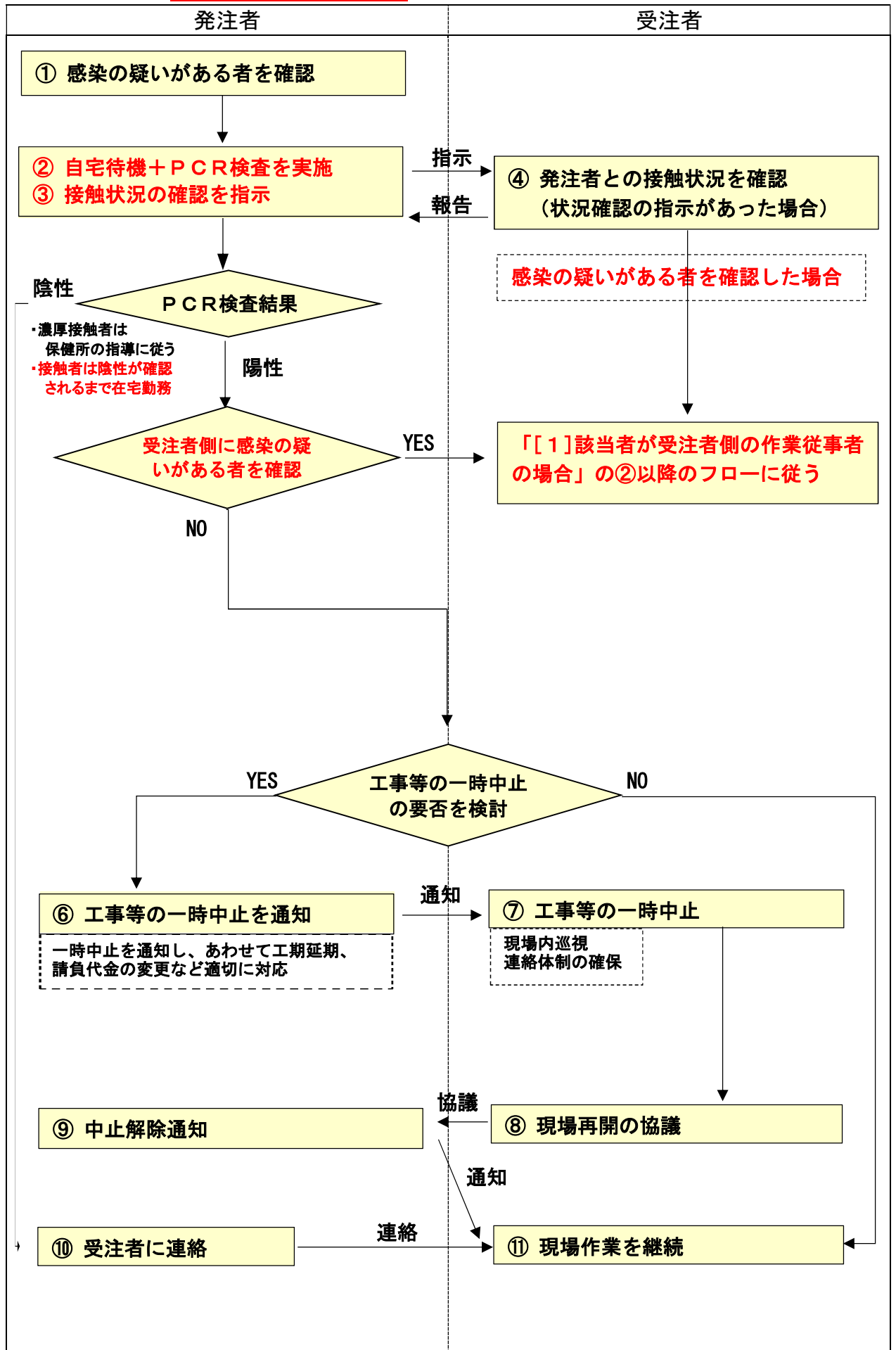
- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

工事等で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応

〔1〕 該当者が受注者側の作業従事者の場合



[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合



3つの密を避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653

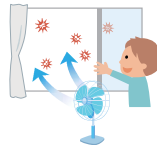


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カビは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気効果はさらに上がります。

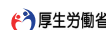


機械換気がある場合

- ・窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m)を確保するよう努めなければなりません。
- ・したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確認してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく**「外気モード」**にしましょう。
- ・電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離(**2メートル以上**)を取りましょう。



- ・スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

- ・飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

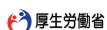


- ・エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。



- ・職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- ・密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶ」と報告しています。



- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。



- ・エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**



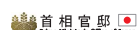
- ・飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。

注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方がよいです。

- ・スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼吸が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。



- ・喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653

